

令和 2 年第 1 回市会定例会

契約議案に関する説明資料

〈目次〉

市第 157 号議案 都市計画道路上郷公田線（公田地区）道路建設工事請負契約の締結 …………… 1 頁

〈参考〉

横浜市の工事請負契約に係る入札方式について …………… 3 頁

市第 157 号議案 都市計画道路上郷公田線（公田地区）道路建設工事

請負契約の締結

1 工事名

都市計画道路上郷公田線（公田地区）道路建設工事

2 工事概要

トンネル築造工	延長	331m
	幅	27～29m

3 工事場所

栄区公田町 675 番地の 8 から 479 番地の 12 まで

4 契約金額（税込み）

7,585,600,000 円

5 完成期限

令和 6 年 3 月 29 日

6 契約の相手方

前田・大日本土木・宮内建設共同企業体



(参考)

入札てんまつ(総合評価落札方式(標準型))

入札方式:一般競争入札(政府調達協定対象工事)

予定価格(税抜き:円)				調査基準価格(税抜き:円)	
7,308,770,000				6,901,524,009	
No	入札参加業者	技術評価点	入札金額(税抜き:円)	評価値	結果
1	戸田・京急・横浜建設共同企業体	139.0	6,850,000,000	2.0140	
2	西松・森本・テクノジャパン建設共同企業体	139.0	6,880,000,000	2.0140	
3	安藤ハザマ・東鉄・岡田建設共同企業体	139.0	6,890,000,000	2.0140	
4	前田・大日本土木・宮内建設共同企業体	139.0	6,896,000,000	2.0140	落札(低入札)
5	大成・大豊・たにもと建設共同企業体	139.0	6,897,000,000	2.0140	
6	大林・大本・小雀建設共同企業体	139.0	6,901,540,000	2.0140	
7	清水・鴻池・奈良建設共同企業体	139.0	6,901,579,857	2.0140	
8	鹿島・馬淵・日栄建設共同企業体	139.0	6,920,000,000	2.0086	
9	五洋・伊藤・土志田建設共同企業体	137.0	6,901,543,000	1.9850	
10	熊谷・徳倉・石田建設共同企業体	133.0	6,895,000,000	1.9271	

※評価値の算出方法

入札参加者が提出した技術提案、施工計画及び施工能力等に関する資料に基づき算出した技術評価点を、入札金額(税抜)で除して算出。

$$\text{【評価値(小数点以下第4位未満切捨て)} = (\text{技術評価点} / \text{入札金額(税抜)}) \times 100,000,000\text{】}$$

ただし、入札金額(税抜)が調査基準価格(税抜)を下回る場合は、技術評価点を調査基準価格(税抜)で除して算出。(No1~No5の入札参加業者)

$$\text{【評価値(小数点以下第4位未満切捨て)} = (\text{技術評価点} / \text{調査基準価格(税抜)}) \times 100,000,000\text{】}$$

なお、落札となるべき同値の評価者が複数である場合は、くじにより決定しています。

横浜市の工事請負契約に係る入札方式について

1 入札方式

(1) 一般競争入札

発注する工事ごとに工事内容、入札参加の資格要件等を事前に公告し、広く入札参加者を募集して入札を行う方式です。平成 18 年度から原則として全ての工事を対象としています。

ア 一般競争入札（政府調達協定対象工事）

WTO（世界貿易機関）の「政府調達に関する協定」が適用される 22 億 9 千万円以上（令和 2 年 3 月まで）の工事を対象とし、入札参加資格要件を満たしていると事前に確認された者により競争入札を行う方式です。なお、協定により、入札参加事業者の所在地の指定はできないとされています。

イ 一般競争入札（条件付）

政府調達協定対象以外の工事で、「所在地区分」や「施工実績」等の入札参加資格要件を設定し、入札を行った後、原則当該入札において最低額を提示した者に対して入札参加資格の確認を行う方式です。なお、この方式では、所在地の指定が可能のため、市内事業者を優先して発注しています。

(2) 指名競争入札

競争入札有資格者名簿に登録されている者の中から、発注する工事ごとに、選定基準を満たしている者を指名し、その者により競争入札を行う方式です。対象は専門性の高い工事などに限定しています。

2 落札者の決定

入札においては、原則、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した者を落札者とします。

また、価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（※1）も実施しています。

例外として、最低の価格を提示した者以外を落札者とする制度があります。

(1) 最低制限価格制度

予定価格の 10 分の 9.5 から 10 分の 7.5 の範囲であらかじめ設定した最低制限価格を下回る金額で入札を行った者を失格として落札者とせず、予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格を提示した者を落札者とする制度です。

(2) 低入札価格調査制度（政府調達協定対象及び総合評価落札方式に適用）

予定価格の 10 分の 9.5 から 10 分の 7.5 の範囲であらかじめ設定した調査基準価格を下回る金額で入札を行った者について失格基準（※2）の確認やヒアリング等の調査を行い、契約の内容に適合した履行が可能であると確認できた場合には、当該入札者を落札者とし、履行がされないおそれがある場合には、落札者とししない制度です。

※1 価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する方式です。（入札参加者が提出した技術提案、施工計画及び施工能力等に関する資料に基づき算出した技術評価点を、入札価格で除した数値（評価値）の最も高い値の者を落札者とする。）

本市においては、技術提案を求める「標準型」、技術提案の代わりに簡易な施工計画を求める「簡易型」、簡易な施工計画を求めず過去の工事成績等により評価を行う「特別簡易型」の3種類を実施しています。

また、平成 26 年度から工事目的物の性能、機能及び施工技術等に係る提案を求める「高度技術提案型」を試行しています。

※2 入札者が提出した内訳書の金額と本市の積算をもとに算出した金額を比較し、下回った場合に落札者とししない一定の基準。